

厚生労働省記入欄	登録番号	
	登録年月日	

収入印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい)
---------------------------

## 医師免許申請書

受験地コード

平成 令和	年	月	施行第	回	医師国家試験合格	受験地	受験番号
----------	---	---	-----	---	----------	-----	------

1~4の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1. 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)  
 有・無 \_\_\_\_\_

2. 医事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)  
 有・無 \_\_\_\_\_

3. 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)  
 有・無 \_\_\_\_\_

4. 旧姓併記の希望の有無。  
 有・無 \_\_\_\_\_

上記により、医師免許を申請します。

年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

本籍 (国籍)	都道府県
------------	------

住所	〒 都道府県
電話	( )

ふりがな (氏)	(名)	印
氏 名 (裏面Ⅱ(4)参照)		
通称名 (裏面Ⅱ(5)参照)		

性別	男
	女

生年月日 昭和 西暦	和 成 和 曆	年	月	日
------------------	------------------	---	---	---

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県 コード	

# 医師免許申請手続

有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書で確認してください。

## I 免許申請に必要な書類について

- (1) 免許申請書（所定の用紙を使用してください。）
- (2) 診断書（所定の診断書を使用し、発行の日から1ヶ月以内のものを添付してください。）  
※障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可（提出は任意）。
- (3) 住民票の写し（本籍（外国籍の方は国籍）が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限る。  
以下同じ。）または戸籍抄（謄）本  
※コピー不可（発行の日から6ヶ月以内のものを添付してください。）  
※出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。  
なお、外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付してください。
  - ・短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
  - ・中長期在留者、特別永住者：住民票の写し
- (4) 登録免許税納付のための60,000円分の収入印紙（収入印紙は申請書の収入印紙欄に貼ってください。）
- (5) 登録済証明書用はがき（希望される方のみ。詳細については下記IVを参照してください。）

## II 免許申請書の書き方について

- (1) 該当する不動文字を○で囲み、数字は右側につめて記入してください。例「□ 1 3」
- (2) 生年月日については、日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入してください。
- (3) 氏名欄は住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。  
住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。
- (4) 戸籍抄（謄）本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。
- (5) 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の方で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入してください。
- (6) 外国籍の方で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可。）
- (7) 申請年月日については、下線の左側に必ず元号を記入してください。

## III 免許申請書の提出方法について

上から、免許申請書、診断書、住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本、登録されていないことの証明書の順にそろえ、右上部のホチキス位置で留め、住所地を管轄する保健所に提出してください。

## IV 登録済証明書について

免許登録後、免許証が申請者に届くまで2～3ヶ月程度要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。（登録日から一両日中に発行されます。）就職先で求められることがありますので、必要の有無を確認してください。なお、免許申請後に登録済証明書の発行を希望された場合、対応できないことがありますのでご注意ください。

- (1) 所定の登録済証明書用はがきを使用すること。
- (2) 裏面は氏名欄のみ記入すること。
- (3) 必ず63円分の切手を貼付すること。（お急ぎの場合は、通常の切手分に加え速達（290円）分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。）
- (4) 表面は確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- (5) 診断書裏面にクリップで留めて提出すること。

※申請に関する個人情報は、資格制度運営目的以外に利用しません。

# 診 断 書

氏 名				性 別	男	女
生年月日	昭和 平成 令西 和暦	年	月	日	年 齡	才

上記の者について、下記のとおり診断します。

## 1. 視覚機能

目が見えない 該当しない 該当する

## 2. 聴覚機能

耳が聞こえない 該当しない 該当する

## 3. 音声・言語機能

口がきけない 該当しない 該当する

## 4. 精神機能

精神機能の障害 該当しない 専門家による判断が必要

## 5. 麻薬、大麻又はあへんの中毒

なし あり

診 断 年 月 日	令和 年 月 日			
医 師	病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称			
	所 在 地	〒		
	診 療 科	氏 名	印	

### 【注意事項】

※必ずどちらかに□を記載してください。

※業務を行うにあたり支障がないと診断した場合は、「該当しない」を選択してください。

なお、既往歴があっても業務を行うにあたり支障がないと診断した場合は「該当しない」を選択してください。

※「該当する」「専門家による判断が必要」に□の場合は、該当項目に係る診療科の主治医又は専門医による詳細な診断書(裏面)をあわせて提出してください。

※診断医師の氏名欄について、診断医師が自筆で記入したものでない場合には、必ず診断医師個人の印を押印してください。

※本様式は、医師免許申請用。職種に応じて診断項目は変わるので、注意してください。

※障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付(様式不問)も可(提出は任意)。

「該当する」「専門家による判断が必要」に□の場合は、  
該当項目に係る診療科の主治医又は専門医が裏面を記載してください



表面項目の「該当する」「専門家による判断が必要」に□がついた場合のみ記載。

表面の者について、下記のとおり診断します。

診断名：

1. 現在の具体的な治療内容（治療期間、服薬名及び量）

2. 症状の安定性

3. 補助的又は代替的手段があればその具体的な内容

※本人からの聴取を踏まえて記載してください。

4. 業務への支障の程度

5. その他特記事項

診 斷 年 月 日	令和 年 月 日
医 師	病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称
	所 在 地 〒 TEL
診 療 科	氏 名

【注意事項】

※診療科が一致する主治医又は専門医が記載してください。

※診断医師の氏名欄について、診断医師が自筆で記入したものでない場合には、必ず診断医師個人の印を押印してください（表面の診断書と同一医師による診断の場合は省略可）。

## 免許申請にかかる留意事項について

有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍（名）簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書で確認してください。

### 1. 免許申請手続について

- (1) 申請書の記入方法及び手続きは、免許申請書裏面に記載されているので、熟読し誤りのないようにしてください。なお、不備事項がある場合は、免許登録が遅れことがあります。
- (2) 受験地、受験番号が誤って記入されている場合は、免許の登録ができません。合格証書を確認の上、正確に記入してください。

<受験地コード>

北海道	01	東京都	04	石川県	07	香川県	10	沖縄県	13
青森県	02	新潟県	05	大阪府	08	福岡県	11		
宮城県	03	愛知県	06	広島県	09	熊本県	12		

- (3) 免許申請書提出先  
住所地を管轄する保健所（※）に提出してください。（※一部の保健所では受付窓口となっていない場合があるので、住所地の都道府県のHP等で提出先については必ずご確認ください。）  
免許申請後、免許証を受け取るまでの間に連絡先の変更があった場合は、申請した保健所に届け出してください。

### (4) 添付書類

- ① 診断書 ※所定の用紙を使用すること。  
  - ・発行の日から1ヶ月以内のものを添付してください。
  - ・訂正箇所がある場合は、診断医師の訂正印が必要です。（修正液による修正は不可。）
  - ・障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可（提出は任意）。
- ② 住民票の写し（本籍が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限る）または戸籍抄（謄）本  
※コピー不可  
  - ・発行の日から6ヶ月以内のものを添付してください。
  - ・「出願後の本籍又は氏名の変更の有無」が「有」の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。
  - ・外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付してください。  
 ○短期在留者：「旅券その他身分を証する書類の写し」  
 ○中長期在留者、特別永住者：「住民票の写し」（個人番号が記載されていないものに限ります。）
- ③ 登録済証明書用はがき（希望される方のみ。詳細については下記2を参照してください。）
- ④ 国家試験合格後1年以上経過した申請については、今まで合格職種の業務に従事していない旨の申述書（任意様式）
- ⑤ 「罰金以上の刑に処せられたことの有無」が「有」の場合、次のa～dの書類を添付してください。
  - a. 罰金以上の刑にかかる判決謄本または略式命令書一式
  - b. 罚金刑については当該罰金にかかる領収証書
 紛失した場合は、検察庁で発行の「罰金納付済証明」又は支払った旨の申述書

〔申述書の記載例：申述書と題し、「〇年〇月、罰金〇万円を納付しましたが、かかる領収証書を紛失しました。署名・捺印」〕

c. 略歴書（任意様式）

学歴（高等学校・准看護師養成所等卒業以降）及び職歴を記載したもの

d. 反省文（任意様式）

※罰金以上の刑に処せられたことが有る場合、通常より審査に時間を要します。また、審査の結果「免許を与えない」と決定されることがあります、その場合は申請者宛に厚生労働大臣から通知されることになります。医療機関等に就職している方は雇用元にその旨をお伝えください。

※下記の場合は、申請書への記入及び前記書類の添付は必要ありません。

ア) 消滅した刑の場合

- ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したとき。
- ・罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が、罰金以上の刑に処せられないで5年を経過したとき。
- ・刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで2年を経過したとき。
- ・刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したとき。

イ) 交通反則告知書（いわゆる青切符）による反則金の納付の場合

## 2. 登録済証明書について

免許登録後、免許証が申請者に届くまで2～3ヶ月程度要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。

（登録日から一両日中に発行されます。）就職先で求められることがありますので、必要の有無を確認してください。なお、免許申請後に登録済証明書の発行を希望された場合、対応できないことがありますのでご注意ください。

- (1) 所定の登録済証明書用はがきを使用すること。
- (2) 裏面は氏名欄のみ記入すること。
- (3) 必ず63円分の切手を貼付すること。（お急ぎの場合は、通常の切手分に加え速達（290円）分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。）
- (4) 表面は確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- (5) 診断書裏面にクリップで留めて提出すること。

## 3. 氏名の記載について

- (1) 氏名欄は住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。基本的には戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。
- (2) 外国籍の方で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。

## 4. 免許申請等に関する照会について

- (1) 免許申請書の書き方等ご不明な点は、都道府県庁または保健所の担当に問い合わせてください。
- (2) 登録状況に関する照会は、受験地、受験番号を申し出る必要がありますので、合格証書をお手元にご用意の上、下記の照会先にお問い合わせください。なお、登録番号は回答できませんのでご了承ください。

【登録状況に関する照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 TEL03-5253-1111 内線2577